

料金受取人払郵便



差出有効期間
2026年2月
28日まで

〔切手を貼らずに
お出し下さい。〕

1 0 1 8 7 9 5

7 9 1

(受取人)

日本郵便株式会社

神田郵便局

郵便私書箱159号
TCC

中小企業庁 事業環境部 調査室

中小企業実態基本調査事務局 行

令和七年中小企業実態基本調査調査票返信用

ご返送は、九月一日までにポストへ投函ください。



上記の「差出有効期間」は、調査票の「提出期限(9月1日)」とは違いますので御注意ください。

なお、「差出有効期間」を過ぎた場合には使用しないでください。

紙・板紙ヘリサイクル不可